

性的指向・性自認に関して条例に盛り込むべき内容について
港区における性的指向に関する制度について

答 申

令和元年7月25日

港区男女平等参画推進会議

はじめに

港区男女平等参画推進会議は、令和元年5月13日、港区男女平等参画条例第16条の規定に基づき、武井雅昭港区長から「性的指向・性自認に関して条例に盛り込むべき内容について」及び「港区における性的指向に関する制度について」の諮問を受けました。

諮問事項について、港区男女平等参画推進会議では、国、東京都、他区市町村の状況を参考としながら、社会の変化や動向を念頭に、令和元年6月24日、7月8日の2回にわたり、闊達な審議を行いました。

審議において、港区男女平等参画推進会議としても、「性的指向」「性自認」について条例に盛り込むことで区の姿勢を明確にする意義があり、当事者を含む区民の声を反映した性的指向に関する制度を導入することが適切であるとの見解にいたり、答申を具体的に作り上げるべく、審議、質疑、書面での質問・回答等を重ねました。

審議の結果、答申がまとまりましたので、「性的指向・性自認に関して条例に盛り込むべき内容について」及び「港区における性的指向に関する制度について」を次のとおり答申します。

I 性的指向・性自認に関して条例に盛り込むべき内容について

港区男女平等参画条例（平成16年港区条例第3号）は、「すべての人の人権を尊重し、性別による差別的取扱いの解消を図ること」を基本理念としています。

この条例でいう「性別」には、平成15年度に、条例制定に向けて設置された有識者による「男女平等に関する条例検討会」において検討を重ねた際に、「性的指向」や「性自認」の概念を含めて用いられることとされてきました。

港区男女平等参画推進会議としても、条例の条文に「性的指向」や「性自認」を明示して盛り込み、区の姿勢を明確に示すことが、社会状況からも適切と判断し、現行の条例の条文に沿って、具体的に検討を進めました。

以下に、性的指向・性自認に関して条例に盛り込むべき内容を提案します。盛り込むべき理由や特に留意を求める点を「理由・留意事項等」に示しましたので、あわせて参考としてください。

1 性的指向・性自認の定義、明示

- 性的指向・性自認について定義する。
（第2条関係）
- 性的指向・性自認について明示する。
（前文ほか関係）

[理由・留意事項等]

◇ 平成15年度の港区男女平等参画条例の制定に向けた有識者の検討会で、既に、性的指向・性自認に関する議論がなされていた。

今回の改正で、性的指向・性自認を条文上で明示することで、区の姿勢を明らかにし、社会的理解を一層進める必要がある。

2 性表現の定義、性表現の自由の明示

- 性表現について定義する。
(第2条関係)
- 性表現の自由について明示する。
(第7条関係)

[理由・留意事項等]

- ◇ 「性表現」という用語の定義（自己の性別についての外見上の表現）を明確にし、「性的描写」と誤解されないように誰にでもわかりやすく規定する必要がある。
- ◇ 我が国で初めて条例で「性表現の自由」を規定するのであるから、外見に関して社会から求められる性表現に違和感を覚え悩む人を救うという狙いや理由を明確に示すとよい。

3 性的指向・性自認に起因する人権侵害の禁止

- 性的指向・性自認に起因する人権侵害の禁止について、明示する。
(第7条関係)

[理由・留意事項等]

- ◇ 人権侵害の禁止を明示するに当たって、現行条例第7条第1項、第2項と同様に「家庭、学校、職場、地域等において」を明記することで、区民が状況を理解しやすくなる。
特に、例示の中に公的な場ではない「家庭」が含まれていることが重要である。
- ◇ 今回明示する性的指向・性自認に関する人権侵害の禁止等の実効性が担保されるよう、適切に運用することが必要である。

4 性的指向・性自認のカミングアウトへの制約の禁止、他人の性的指向・性自認のアウティングの禁止

- 性的指向・性自認の公表（カミングアウト）を強制し、又は禁止してはならないことについて、明示する。
(第7条関係)
- 性的指向・性自認を本人の意に反して公に（アウティング）してはならないことについて、明示する。
(第7条関係)

[理由・留意事項等]

- ◇ 情報が即時に広範囲に拡散される今日の社会の状況を踏まえ、カミングアウト、アウティングに対する区の考え方を条例上で示すことに意義がある。

5 基本理念、基本的施策への位置付け

- 基本理念の一つとして、全ての人の性的指向及び性自認が尊重され、誰からも干渉されず、侵害を受けない旨を明示する。
(第3条関係)
- 基本的施策の一つとして、性的指向又は性自認に関する人権を尊重する施策を明示する。
(第9条関係)

[理由・留意事項等]

- ◇ 性的指向及び性自認の尊重について、基本理念で位置付けることにより、区の姿勢を示すことに意義がある。
- ◇ 「誰からも干渉されず、侵害を受けない」ことを基本理念に位置付けるに当たり、「干渉」は様々な解釈できることから、区の考え方を別途明示する必要がある。
- ◇ いじめや嘲笑、偏見、差別等による深刻な人権侵害が課題とされている昨今の状況を意識して、性的指向又は性自認に関する人権を尊重する施策を基本的施策に位置付けることに意義がある。

6 性的指向に関する制度の位置付け

- 全ての人の「家族として生活する権利」を尊重するため、性的指向に関する制度を位置付ける。
(新規条文追加)

[理由・留意事項等]

- ◇ 性的指向に関する制度は、条例の性的指向・性自認に関する規定によって支えられる関係にあるため、条例で性的指向に関する制度を位置付けることが望ましい。
- ◇ 性的指向・性自認に関する条例改正と、性的指向に関する制度の導入とは、同時に実施することで説得力が高まる。
- ◇ この規定は、全ての人が家族として生活する趣旨ではなく、全ての人に家族として生活することができる選択肢を提供することが目的である。あらゆる人が

持つ「家族として生活する権利」を強調するものである。

7 条例改正全体をとおして

- この条例改正は、区の姿勢を表明する趣旨が大きいものである。改正においては、性的指向・性自認に関して詳細に定めるのではなく、焦点を絞って盛り込むことが望ましい。具体的な対応については、現場での運用に委ねる。
- 条例改正に当たっては、現行の条例の規定との整合性を十分に考慮することが望ましい。
- 条文を英訳する場合には、「セクシュアリティ (sexuality)」と「ジェンダー (gender)」の用語の違いに留意すること。

8 条例以外で対応することが望ましいもの

[運用の手引き、ガイドブック等に対応するもの]

- 性的指向の具体的内容について、誰にでも理解できるように示すこと。
- 第3条の基本理念で規定する「誰からも干渉されず」の「干渉」が想定する具体的内容を示すこと。

II 港区における性的指向に関する制度について

令和元年7月1日現在、全国で24の地方自治体がいわゆるパートナーシップ制度を導入しています。

港区男女平等参画推進会議としても、性的指向に関する制度を区が導入することが適切と判断し、他の自治体の制度の比較、各種の調査結果、当事者のニーズ等を踏まえながら、制度の設計に役立つように具体的に検討を進めました。

以下に、港区における性的指向に関する制度について、提案します。考え方や特に留意を求める点を「考え方・留意事項等」に示しましたので、参考としてください。

1 性的指向に関する制度の性格

- 二人の契約関係を基礎として、契約モデルで共同生活関係を捉える仕組みとする（契約婚〈仮称〉）。
- 双方が共同生活に関する契約を交わし、区が確認カードを交付する。契約書については、区で標準様式を整備する。

[考え方・留意事項等]

- ◇ 契約婚（仮称）は、契約自由の原則にしたがい、当事者が契約内容を自由に定められるため、他の自治体のパートナーシップ宣誓又は登録制度に比べ、当事者の自由意思を尊重できる一歩進んだ制度である。

2 性的指向に関する制度の対象者

- 戸籍上の性別が同一でも、同一でなくてもよい。

例えば、次のような二人を対象として想定する（戸籍上の性別による例示）。

- 「男性」と「男性」
- 「女性」と「女性」
- 「男性から女性への性別変更を希望しているが、未実施の男性」と「男性」
- 「男性から女性への性別変更を希望しているが、未実施の男性」と「女性」

[考え方・留意事項等]

- ◇ 現行法では法律婚（民法婚）や事実婚といった形態をとることができない、いわゆる性的マイノリティの方の関係を対象とする趣旨である。
- ◇ 「性別変更を希望しているが、未実施」は、性別適合手術が身体に非常に大きな負担をかけるために実施できない、実施を検討している、実施に向けてホルモン療法を行っている、実施したが性同一性障害特例法による性別変更の要件を満たしていない等の事情のある方を想定している。

3 対象者の国籍

- 日本国籍に限定しない。

[考え方・留意事項等]

- ◇ 港区民全体に占める外国人住民の比率は8%程度と高く、外国籍の住民も対象とすべきである。

4 対象者の年齢

- 成年とする。

[考え方・留意事項等]

- ◇ 二人の契約関係を基礎とする制度であることから、単独で有効な契約を締結することができない未成年者を制度の対象とすることは妥当ではないため。

5 婚姻との関係

- 結婚している人は対象としない。

[考え方・留意事項等]

- ◇ 制度の対象に、既に第三者と法律婚（民法婚）又は事実婚の関係にある者を含めることは、妥当ではないため。

6 居住要件

- 双方又は一方が区内在住
- 双方が区内転入予定

[考え方・留意事項等]

- ◇ 二人のいずれか一方が区内在住者であれば対象とする。
- ◇ 港区に転入を希望する二人が、この制度を用いて区内に住居を確保することを支援する観点から、区内在住者のみではなく、転入予定者も対象とする。

7 通称名の使用

- 通称名の使用を認める。

[考え方・留意事項等]

- ◇ 通称名を使用する場合、混乱が生じないように配慮する必要がある（戸籍名と通称名の併記等）。

8 区外転出時の対応

- 区外転出時に、確認カードの返還を求める必要はない。

[考え方・留意事項等]

- ◇ 二人の契約関係を基礎とする制度であり、区外転出が契約関係の終了を意味するものではないことから、返還を求める必要はない。

9 死亡、関係解消時の対応

- 関係解消時には、確認カードの返還を求める必要がある。
- 双方又は一方の死亡時には、確認カードの返還を求める必要はない。

[考え方・留意事項等]

- ◇ 二人の契約関係を基礎とする制度であることから、契約関係が解消された場合には、混乱を招かないように、確認カードの返還を求める必要がある。
- ◇ 双方又は一方の死亡時については、契約関係はなくなるものの、混乱は想定されないため、確認カードの返還を求める必要はない。

10 制度全体をとおして

- 港区がこの制度を導入することにより、国や他の区市町村との関係において混乱を生じさせないように、配慮すること。
- 制度の名称に関して、仮称の「契約婚」をそのまま採用するのではなく、新たな名称を開発すること。
- 制度の設計に当たっては、制度の登録組数の予測数値等をたてるとよい。
- 制度を活用していくために、パートナーシップ制度を導入している他の自治体の登録組数の傾向の違い等を分析するとよい。
- 制度を利用する二人が契約で養子縁組を定めている場合、相互に法定相続人となるため、一方の死亡時に親族との間で相続上の混乱が発生することが懸念される。制度施行までに契約様式にこうしたリスクがないかどうか、法律の専門家に確認する必要がある。

審議経緯

開催日	内容
令和元年 5月 13日	性的指向・性自認に関して条例に盛り込むべき内容について 港区における性的指向に関する制度について 諮問
令和元年 6月 24日	性的指向・性自認に関して条例に盛り込むべき内容について検討 港区における性的指向に関する制度について検討
令和元年 7月 8日	性的指向・性自認に関して条例に盛り込むべき内容について検討 港区における性的指向に関する制度について検討
令和元年 7月 25日	性的指向・性自認に関して条例に盛り込むべき内容について 港区における性的指向に関する制度について 答申

港区男女平等参画推進会議委員名簿

(任期：平成30年7月16日～令和2年7月15日)

氏名	所属など		備考
学識経験者			
◎大槻 奈巳	聖心女子大学教授		
高橋 勇	慶應義塾大学教授		
○新田 香織	特定社会保険労務士		
区内の男女平等参画関係団体に属する者			
山崎 英子	地域社会	港区民生委員・児童委員協議会	
尾崎 直美	教育	NPO法人 みなと授業錬成アカデミー 元港南幼稚園長	
門脇 睦美	生涯学習	一般財団法人 女性労働協会 専門委員	
野中 寿彦	人権啓発	公益財団法人 人権教育啓発推進センター 筆頭部長兼事業部長 調査研究室長	
長尾 哲治	雇用	港区商店街連合会	
藤田 多恵	メディア	株式会社 TBSテレビ 人事労政局 担当局長	
公募区民			
上田 祐子	公募区民		
大村 公美子	公募区民		
小泉 友香	公募区民		
永井 美保子	公募区民		
福島 正純	公募区民		
船尾 豊子	公募区民		

◎は会長、○は副会長